

議

平成30年12月25日

議会議員様

議会議長 熊谷 義文

本谷園原財産区への回答書について

標記の件につきまして、昨日回答書（案）を送付いたしましたが、その後において財産区と打ち合わせを行い、別紙のように修正をいたしましたの再度ご確認下さい。

なお、ご意見等ある場合は12月26日（水）午前中までに議会事務局へお願いします。

平成 30 年 12 月 25 日

本谷園原財産区新 代長
波谷 吉彦 様

阿智村議会議長 熊谷 義文

本谷園原財産区への回答

財産区の皆様には、ご迷惑やご心配をおかけしておりますが、議会では行政に対して再調査を行い、下記のとおり回答いたしますのでご理解をお願いいたします。改めて財産区の権利は正当なものであり、請求についても村の指示のとおり行っていたものと理解しました。

議会の対応が遅れ、関係の皆様にご迷惑をおかけしたことを重ねてお詫び申し上げ、今回の反省をし、今後の議会活動に活かしてゆくつもりですので、よろしくをお願いいたします。

○はじめに

私たち議会は、本谷園原財産区の皆さんとの懇談会や、過去の経過の再調査を行った結果、以下のことを理解するに至りました。

- ①ヘブンスそのほり地代に係る地域振興補助金は、補助金交付規則の対象外であること。

村が本件の処理の仕方について、財産区に請求書のみで補助金を支払う方法を示し、以降その手法で交付されてきた経過から見ても、明らかであると考えます。

- ②平成 29 年に、村が補助金申請の方法を変更したいと突然財産区に申し出た内容は不適切といえること。

⑨

このことについて 1) 県からの指導 2) 村監査員からの指摘 3) 村民からの税金逃れとの声 等をその根拠としましたが

- 1) については、当時の副村長が県に問い合わせたが、県からはこの件についての見解だけでなく、一般的な補助金交付の流れについてのアドバイスであった。

2) については、監査員合議の上での文書による正式な指摘ではなく、当時の観光課長という立場の議選監査員が、監査の席において「通常の補助金交付とは性質が重なるもの」という認識がありながら、請求書の様式や補助金交付規則に基づくものであるなら資料の添付を求めるものではないか等のことを、口頭で監査事務局及び理事者に言ったことは、正式なものではなく不適切であった。また行政は、地元に対してこのことを監査員からの指摘があったとハう説明をしてきた。

3) については、村民から行政への直接の声はなく、ブログの内容を引用したものであった。

これらのように、提案理由に根拠がなかったことが判明しました。また地元からの協議要請を聞き入れず、解決まで29年度分について交付しないという姿勢、また結局的に支払いが遅れたことについて陳謝すべきと考えます。

③本谷園原財産区は、経過に沿って正当な権利と示された手段で補助金として受け取っていたにも係らず、今回の件で不適切な手法で不法に受け取っていたという印象を村民に与えてしまいました。また行政・監査員・議会と本谷園原財産区との信頼関係も損ねてしまったことは否めず、有形無形のご迷惑をおかけしたと考えます。

議会はこのことも認識したうえで

- ・議選監査員は、本谷園原財産区からの質問に対し、真摯に応じてこなかった。また、議会に対しても指摘の一連の正確な内容について、説明する機会があったにも係らず行わなかった。また発言に一貫性がなかったため、結果的に議会の判断が遅れた。
- ・行政は、本谷園原財産区へ根拠のない内容で説明した。また財産区からの要望や協議要請に応えず、支払いを滞った。また議会に対して、地元への提案やその後の状況について説明がなかった。

④この点について、議選監査員と行政に対して謝罪を求めています。また議会といたしましても、調査・確認・判断が遅くなったことを反省し、今後は案件が発生したら、早い段階での情報収集をし、双方の考えを確認しその後の対応策に努めます。今回の対応の遅れについて改めてお詫び申しあ

げます。

○質問状への回答

①-1 監査役にはどのような方法でどのような説明をされたのか。

議選監査員が補助交付の方法について指摘した件につき、当時議選監査員より議会に説明はなく、また議会も説明を求めた経過はありませんでした。

今回の議会としての再調査により、具体的な部分で見えてきた点は、先述のとおりですが、内容については本人の文書によります。

これらの一連の経過の中で、議会としての対応の遅れを反省すると共に今後、議選監査員や議会のあり方について検討します。

①-2 「毎年12月20日までに交付する」4月9日に支払いがされた12月20日から、支払い実行日までの延滞金支払いの責任は。

この件については、根拠のない提案理由をもって行政が進めてきた手法により地元との信頼を損ねた点は否めません。議会としましては、まずこの点について、地元財産区への謝罪を求めました。

また議会としても、議長による指摘だけで進めた経過であり、議会としての対応をせず、内容を確認してこなかったことが、地元財産区の方々への対応の遅れにつながったと反省するものです。

尚、延滞金や費用弁償の件につきましては、損害賠償も含め今後慎重に検討する必要がありますので、時間を頂きたいをお願いをするものです。

②-1 監査員の指摘は口頭ということですが監査役は2名です、監査役2名の指摘か。

議会選出の監査員が自らの意志で、口頭で事務局に言ったものです。

②-2 本件についての直接の指導はなかったとのこと。一般的なアドバイスであったということであれば、議会は行政にどのような対処をしたのか。

本件における行政の動きについて、議会が詳細をつかもうとする動きが遅かった点を反省しています。議会として、行政が財産区に求めた内容につい

て早期に正確に聞き取りをしておく必要がありました。

① 今回の再調査により、県からは「地域振興補助金交付への見解ではなく、一般的な補助金交付のあり方についてのアドバイスを頂いただけ」との確認ができました。改めて、議会としての対応を早期に行うべきであったと反省するものです。教訓として今後活かしてまいります。

- ③-1 交付金としての交付であれば、その用途については補助金としての扱いよりもフラットと捉えていると、議会が判断したと言うのであれば、事務手続きの改善を地元をお願いするのではなく、行政に改善を提案することではないか。

言われるとおりです。

その後、議会として請求書の下段に財産区の権利を明記すること等、交付金としての交付のための書類とするよう村に求めました。内容が議会に提案されましたので、近日中に提案されると思います。

- ③-2 「報告書の表現が適切かの判断は聞き取り手によって解釈が違ってくる」との説明は、官僚的な手法で私たちは間違っていない、受けた方が悪いという責任逃れ、どのようにもとれる説明は議会としてすることではない。

議会は正確な内容をわかりやすく表現するべきでした。

監査員からの指摘内容、県からの指導内容についての確認、また「税金逃れではないかと言っている住民もいる」という理由についての事実確認を行い、行政としての対応のまずさを指摘する中で、「本件の補助金交付は正当である」との説明とすべきであったと反省するものです。

- ④ 「報告書作成の時点では、行政に提案した事務手続きについて協議中との判断で、議会がその内容に注釈する段階でない」という回答だが「議会は二元代表制の議会として」行政に提案していることがあれば「この件について行政にこのような提案をしています」と住民に説明することであり行政が考えたことに追従することでない、立ち合い人であればなおさらと考える。

- ② 議会は行政に追従するのではなく、二元代表制の中での役割と責任をもって活動するものと認識しています。正確な調査と研究を行い、それに基づいた提案できる議会となるための力量を全員で付けて行きたいと考えています。

- ⑤議長、委員長、議員を問わず、個人が収集した情報を確認調査せず、議会として当事者と懇談の場を積極的に開催し、正確な情報の基に協議することが大事と考える。当事者抜きや契約、会議録の公正な取り扱いに議会が欠けていることに危惧を覚えます。

今回の一連の流れの中で、村の説明や個人が収集した情報を、そのまま鵜呑みにすることなく、確認調査の必要性があったと痛感しています。当事者との懇談、契約内容や会議録の精査も同時に行っていくことの大切さを学びました。

○議会だより掲載内容

平成29年9月の東情に基づく、平成30年2月20日付け「阿智村議会からの報告」の文書の中で、「平成9年7月18日の覚書による地域振興補助金について」の議会の回答に誤りがありましたので、再度説明させていただきます。報告の文書の中で「村は、地元に対して事務手続きの改善をお願いしている」との記述をし、手続きに疑問があるような表現をしてしまいました。この点についての正しい見解は以下のとおりです。

今回、村が地元に対して提案した事務手続きの改善の主な理由は

- 1) 県からの指導があった。
- 2) 監査員からの指摘があった。
- 3) 村民から「税金逃れではないか」との声がある。

というものでした。しかし、これらの内容について議会として再調査した結果

- ⑨
- 1) については、指導はなかった。
 - 2) については、議会監査員は経過を調査せずに指摘し、また正式ではなかった。
 - 3) については、声はなかった。

と、提案理由にはいずれも根拠がないことが判明しました。この地域振興補助金交付は、覚書を締結以来、地元は村から提示された方法により、それに従って行

⑩ っているものです。よって

「平成9年に取り戻された覚書によって、ヘブンスそのはらから支払われている土地賃借料は、土地名義人である村に一旦入るが、昭和9年の部落有財産統一整理協定書により、実質の収益権を持つ本谷・園原財産区へ村から改めて地域振興補助金として支払われていることは、明らかに正当なものであります」

したがって、脱税行為等の不正な行為を、財産区が村を通して行っているものでは決してありません。

ここに「阿智村議会からの報告」掲載に誤りがあり、関係者の皆様にご心労とご迷惑をお掛けしたことを陳謝するとともに、村民の皆さまに改めて詳細説明をさせていただきました。